

平成14年(ワ)第19276号 平成15年(ワ)第6732号
平成16年(ワ)第104号 損害賠償請求事件

原告 シャムスリ 外8396名
被告 国 外 3名

証 拠 説 明 書

平成16年 月 日

東京地方裁判所第49民事部 御中

原告ら代理人 弁護士 浅野史生 外10名

記

番号	書証の標目	作成者	立証趣旨等
甲 B36	援助効果促進調査中間報告付録	JBIC	被告 JBIC が行った援助効果促進調査 (SAPS) の中間報告書に添付された資料集である。原告側の証拠としては、Appendix2.1 と Appendix3 を提出する。 これにより、原告住民らが受けた被害の全体状況が被告 JBIC 側の資料から明らかになる。
甲 B37	農山村社会と開発プロジェクト	米倉 等	1996年に OECF (JBIC) の依頼で作成者がコトパンジャンダム建設現地の調査を行った際の問題状況
甲 B38	コトパンジャン水力発電プロジェクトにおける土地収容及び住民移転に関する中間報告	米倉 等	1996年に OECF (JBIC) の依頼で作成者がコトパンジャンダム建設現地の調査を行った際の問題状況。特にミナンカバウ文化について、コトパンジャンダム建設が配慮を欠いていることが指摘されており、原告住民らが受けた被害状況が被告 JBIC 側の資料から明らかになる。

以上